

20世紀転換期アメリカにおけるリンチとシティズンシップ —ウェルズ／ウィラード論争から見るアメリカの自由—

寺 田 由 美

キーワード

リンチ、禁酒、参政権、シティズンシップ、アメリカの自由

はじめに

(1) アメリカの自由とウェルズ／ウィラード論争

アメリカ史家E・フォーナーは、『アメリカ 自由の物語』の中で、以下のように述べている。

もし普遍的なアメリカの信条 [人間すべての本質的尊厳と、民主主義、自由、平等な機会への譲り渡すことのできない権利を信じていること] がわれわれの歴史の変らぬ特徴であるとすれば、社会的存在のある軸に沿って自由において境界を設けようとする努力もまたそうであった。自由の享受に境界を定める線の中で、人種、ジェンダー、階級に基づいて引かれた線ほど執拗なものではなかった。……非白人、女性、労働者は、ある人間の自由はしばしば他の人間の従属と結びついて捉えられているというパラドックスを直に経験した。奴隷主の自由は奴隷制という現実の上に成り立ち、誇らしげな男の自立は女の従属的地位の上に成り立っていたのである¹。

南北戦争終結後約1世紀の間、さまざまな形でアメリカの自由の「パラドックス」を経験した人びと—非白人、女性、労働者—は、それぞれが自分の考える自由を獲得しようと努力していく。もちろん南北戦争後の1世紀の間のみならず、アメリカの自由追求の物語は、今なお続いている。本稿で取り上げる論争を展開したアイダ・ウェルズとフランシス・ウィラードも、非白人として、あるいは女性として「パラドックス」を経験した人物である。

南北戦争終結から約30年を経た19世紀末のアメリカ南部では、白人の黒人に対するリンチが激化していた。これをめぐって、アメリカならびにイギリスを舞台に、反リンチ運動や禁酒運動、参政権運動に取り組むふたりの女性改革者の間で交わされた論争が、ウェルズ／ウィラード論争である。両者とも、社会的マイノリティとして目に見えない境界線によって自由を制限されるという経験をし、その経験から社会改革運動に参加した。こうした重大な経験を共有しながらも、19世紀末

にリンチへの姿勢を争点とする論争を、イギリスの改革者を巻き込んで展開する。本稿ではこの論争を分析し、論争の本質を考える。そうすることで、両者が求めていた自由、特に政治的自由とはいったい何であったのかを明らかにする。

(2) フランシス・E・ウィラード

論争の主役のひとり、フランシス・E・ウィラード（1839-1898）である。

1919年1月アメリカ合衆国憲法修正第18条が確定し、翌年には施行法としてヴォルステッド法、通称、全国禁酒法が制定されたが、この禁酒法の成立に大きな貢献を果たした組織のひとつが、1874年に結成された女性キリスト教禁酒同盟（以下WCTU）であった。ウィラードはこの組織の二代目議長に、1879年の年次大会で就任した。また彼女は、禁酒運動家としてのみならず女性参政権論者としてもよく知られている。

1839年ニューヨーク州で、フランシス・ウィラードは敬虔で教育熱心な両親のもと、4歳年上の兄と4歳年下の妹の間に生まれた。1858年、フランシスが妹のメアリーとともにイリノイ州エバンストンにあるノースウェスタン女子大学に入学したのを機に、両親もイリノイ州に引っ越し、ウィラード一家はこの地で過ごすことになった。

1859年に大学を卒業したフランシスは、その後イリノイ、ニューヨーク、ペンシルバニアで教壇に立ち、最愛の妹と父を失った後の1868年5月から70年9月にかけて、ヨーロッパやエジプトを旅してまわっている。この旅行中に彼女がつけた20冊もの日記の一部からは、経済力や政治的影響力を欠く女性が置かれた立場への関心がうかがえる²。帰国後の1871年2月、ウィラードはエバンストン女子大学の学長に就任し、1873年にノースウェスタン大学に併合されるまでその職にあった。併合後は女子部の学部長および美学教授の座についたものの、学長と意見が合わず、1874年6月に辞表を提出した³。

大学に辞表を提出して3ヵ月後、ウィラードはできたばかりのシカゴWCTU議長に就任し、その2ヵ月後には全国WCTUの通信書記に選出された。その頃中西部を中心とした北部諸都市では、女性が列をなして町の酒場を訪れては、営業中止を求めて店の前で、あるいは中で、跪いて祈りを捧げるという行動が頻繁に見られた。1873-74年の冬の間に流行したこの「婦人十字軍運動」は、もともと禁酒に関心のあったウィラードを刺激し、彼女はノースウェスタン大学の授業で、学生に禁酒に関するエッセイを課したり、「禁酒法は成功するか」と題した討論を行わせたりしている⁴。

1879年のWCTU年次大会で、初代会長アニー・ウィッテンマイヤーを破り、二代目会長に就任した彼女は、禁酒実現のためには「できることは何でもやろう（Do Everything）」をスローガンに掲げ、言葉だけではなく行動を伴った、さまざまな社会的あるいは政治的改革を主張した。彼女が率いるWCTUは、禁酒教育の義務化、売春撲滅、賃金上げや労働時間短縮など労働条件の改

善、禁酒法制定ならびに女性参政権実現といった広範な社会改革を目指し、従来の道徳的説得活動から立法を伴う活動へと方針転換した。このことが、1880年以降、しばしばWCTU内部に軋みを生じさせていく一方、ウィラードおよびWCTUは、道徳やキリスト教に則った自由な組織としての評判を高めていった。1892年に母を失った後、ウィラードは頻繁に渡英や英国長期滞在を繰り返し、その過程でフェビアン協会に加わるなど、社会主義思想に触れ、貧困や労働問題など、弱者が置かれている状況にいつそう深い関心を寄せるようになった。

この当時アメリカのみならずイギリスにおいても名声を博していたウィラードとWCTUに対し、挑戦状を叩きつけたのがアイダ・B・ウェルズであった。

(3) アイダ・B・ウェルズ＝バーネット

アイダ・B・ウェルズ＝バーネット（1862–1931）は、リンカーンが奴隷解放宣言を出す前年の1862年、ミシシッピ州に奴隷の子として誕生した。当時奴隷が生んだ子どもは奴隷になることが決められていたので、彼女も生まれながらにして奴隷ということになる。1865年に終結する南北戦争の結果奴隷身分から解放されたウェルズは、16歳のとき（14歳とも言われている）教育熱心だった両親と一番下の弟を病気で失う。以後、長子であった彼女が、黒人小学校の教師をしながら残された5人の弟妹の面倒をみていくことになった。しかしまだ若い彼女に5人もの弟妹の親代わりという荷は重く、1883年、年上の兄弟3人は徒弟奉公に出したり親戚に預けたりし、2人の妹だけを連れてテネシー州メンフィスへと引っ越す。

メンフィスでも教師として働く傍ら、黒人大学（Fisk University）に通う生活を送る中で、ウェルズは列車内で屈辱的な人種差別に直面し、1884年、これを裁判所に訴えた⁵。この裁判には勝訴したものの、1884年5月に再度同じ経験をしたウェルズは再び裁判を起す。このときも鉄道会社は一審で敗れたものの、今回は上訴に踏み切った。州最高裁は一審の判決を覆し、結局ウェルズが敗訴する。この一連の事件を地方の黒人紙に書くよう求められたウェルズは、ここからジャーナリストとしての、そして黒人の地位向上を求める活動家としてのキャリアをスタートさせた。

1889年にバプティスト系の黒人向け新聞『言論の自由とヘッドライト』（91年から『言論の自由』）の編集者兼共同所有者となったウェルズは、リンチ事件やリンチに無関心を装う黒人エリート層を批判し、南部社会における人種隔離の法制化や黒人投票権の剥奪に対する言論による抗議行動を展開した。こうした行動は南部白人の怒りを買ひ、1892年5月、『言論の自由』のオフィスが白人暴徒に襲われ、ウェルズの身の安全も危うくなったことで、彼女はメンフィスを去る決意をした。

ニューヨークに移ったウェルズは、全国に読者を持つ黒人紙『ニューヨーク・エイジ』で株主兼記者として、南部におけるリンチの実態についての記事を書き始める。彼女の反リンチ活動に最も大きな影響を与えた出来事のひとつが、1892年3月に起こった「民衆の食料品店（People's

Grocery) 事件であった。1889年に設立され、瞬く間に白人が経営する食料品店の強力なライバルになった黒人による共同資本金会社「民衆の食料品店」で発砲騒ぎが起こり、これに関係したとして店の所有者を含む黒人男性たちが逮捕された。拘留された黒人男性のうち、黒人コミュニティの有力者でもある3名が拘置所に押し入ってきた白人の団体に連れ去られ、翌朝遺体となって発見された。この事件は、殺害された黒人男性のひとりと家族ぐるみで親しくしていたウェルズに大きな衝撃を与えると同時に、リンチへの認識を改めさせることになった。彼女はこの事件に関し、「このこと [事件] が、リンチが真に何であるかについて私の目を開いてくれた。富と財産を獲得しつつあった黒人を排除し、それゆえに黒人種を威嚇し続け、『黒ん坊を抑え続ける』ための口実」であったと述べている⁶。

ウェルズは、記者の仕事と並行して各地を講演して回る活動も開始する。この活動の最中、南北戦争時には反奴隷制の闘士であり、戦後は黒人の地位向上活動に取り組むフレデリック・ダグラスと知り合い、彼を通じて、1893年、94年の二度に亘りイギリスで講演を行うチャンスが与えられた。1893年、イギリスでウェルズは、「黒人が犯したレイプという犯罪への報復としての白人によるリンチ」という構図を、真の目的を隠すためのフィクション、神話に過ぎないと力をこめて語り、またこの欺瞞に対して沈黙し続けることは犯罪に加担することに他ならないと述べ、多くのイギリス人改革運動家に感銘を与えた。翌年二度目のイギリス講演旅行で、この「犯罪への加担者」として名指しされたひとりが、フランシス・ウィラードであった。ウィラードの、リンチを「カラーライン」の問題と捉えようとしない姿勢や教育による選挙権制限の主張に対するウェルズの厳しい批判は、広く社会の関心を集めることとなった。

(4) ウェルズ／ウィラード論争に関する先行研究

ウィラードは女性の積極的な政治あるいは社会改革への参加を主張し、またキリスト教社会主義の立場から貧者や弱者への思いやりと共感を表明する一方、移民労働者を「外国生まれのアナーキスト」とか外部から入ってくる「くず」と呼んだり、リンチ問題に対しても曖昧な態度をとっており、このことに筆者はこれまで疑問を感じてきた⁷。そこで本稿では、リンチをめぐるウェルズ／ウィラード論争を取り上げ、両者の間で交わされた議論を整理したうえで、20世紀転換期のアメリカ社会でリンチが、国民形成の観点からどのようにとらえられていたのかについて明らかにする。

従来、WCTUやウィラードに関する研究の中でこの論争はあまり触れられてこなかった。言及しているうちのひとりメアリ・エアハートは、ウィラードが論争に終止符を打つべく出した1894年議長演説や、フレデリック・ダグラスやウィリアム・ロイド・ギャリソン一ふたりとも南北戦争の際の奴隷制廃止運動の闘士であり、戦後は黒人の地位向上に努めた一らによってウィラードを擁護する声明文が出された後も続く批判を、不思議な現象であるかのように述べている⁸。一

方、WCTUとウィラードに関する研究の第一人者であるルス・ボーディンはもう少し詳細にこの問題に言及しており、ウィラードが北部のリベラルな市民権活動家と南部の白人禁酒主義者の双方に配慮した結果、結局リンチ問題に対して煮え切らない態度をとらざるをえなかった点ではウェルズの批判は当たっていると説明する。しかし、1894年にイギリスで展開されたウェルズによるウィラード批判やリンチをめぐる論争の活発化の根本的な理由を、イギリス女性禁酒協会（British Woman's Temperance Association）内の権力闘争やイギリスの反リンチ協会による扇動にあったと結論づけることで、ボーディンはウェルズ／ウィラード論争の本質に直接言及することを避けた⁹。エアハートやボーディンに対し、キャロリン・D・ギフォードとエイミー・R・スレーゲルは、ウィラード率いるWCTUは当時としては数少ない人種混濁の女性組織のひとつであり、反リンチ決議を正式に採択した数少ない組織のひとつではあったものの、ウィラード自身、中産階級の女性たちが抱く先入観から脱することができず、ウェルズの発言の「核」をなすものへの洞察力を欠いていたとする¹⁰。この「核」を明らかにするため、論争を別の角度から考察したのがミーガン・パーカーであり、彼女はウェルズ／ウィラード論争を資料に基づいて再構築し、シティズンシップ拡大をめぐる性、人種、ジェンダーがどのように機能したかを考察しようとした。パーカーは、性的関係への白人女性の能動的関与を主張するウェルズと、それを否定するウィラードの姿勢に、参政権をめぐる両者の思惑の違いを読み取る。すなわち、ウィラードにとって、女性参政権の主張の前提である女性の道徳的優越性や純粋性を損ないかねないがゆえに、白人女性の性交渉への積極的関与は絶対に認められないものであったのに対し、ウェルズにとっては白人女性の性交渉への積極的関与を否定し、常に黒人男性によるレイプ被害者としてのみ彼女らを描くことは、黒人男性を政治の場から締め出し、白人男性による南部社会におけるシティズンシップの独占を維持する口実に過ぎないとした¹¹。

本稿では主としてパーカーの論を踏まえ、投票権を中心としたシティズンシップの拡大と縮小の問題としてこの論争を整理したうえで、人種とジェンダーの側面からアメリカの自由に関するひとつの位相を考察する。考察に当たっては、パーカーの研究に欠けている禁酒運動と人種の関係についての視点も組み込む。

I 19世紀から20世紀転換期までの酒と人種の関係

19世紀以来禁酒運動や禁酒法運動は、奴隷制度や人種問題と関連しながら展開された。以下では、19世紀の禁酒／禁酒法運動を、奴隷制度や人種問題の観点から簡単に整理しておく。

(1) 南北戦争以前の禁酒運動

19世紀初頭までは、干草作りや納屋の建設、結婚式に葬式、聖職者の授任式、教会の建立、法廷が開かれる日や民兵の訓練日まで、ありとあらゆる社会的な行事で酒の提供が求められていた。そのため、節酒や禁酒の訴えや泥酔の規制は植民地時代からあったものの、それらはあくまでも個人の過度の飲酒に対するものに過ぎず、酒や飲酒そのものに向けられたわけではなかった¹²。しかし、市場革命の結果ウィスキーの蒸留量が増加し、同時に人や物の往来の活発化に伴って居酒屋が増殖するにつれ、飲酒のあり方が変化した。すなわち、かつてのような共同体内の活動としての飲酒が、ひとり酒、深酒へと代わっていったのである¹³。こうして19世紀前半には、組織的な禁酒運動が本格化してゆく。

1826年に設立したアメリカ禁酒協会（American Temperance Society）や1836年設立のアメリカ禁酒同盟（American Temperance Union）など、19世紀の禁酒組織の多くに福音派は支持を与えた。1840年には、飲んだくれに節酒を熱心に説得して回る改心した元酒飲みたちによる啓蒙活動団体ワシントン・リバイバル（ワシントン禁酒協会）が設立され、1851年には医療・産業目的以外での酒類の製造・販売を禁止するメイン法も制定された。これらの組織や法は全て北部で組織化、制定された。南北戦争前の南部でも、福音派の人々を中心に禁酒を支持する者も多かったが、禁酒運動そのものは盛り上がりを欠いていた。その最大の理由は、禁酒運動が奴隷制廃止運動と強いつながりを持っていたことであろう。南北戦争以前、聖職者も含めて南部福音派の多くは、奴隷への虐待を批判していたものの、奴隷制そのものは擁護していた。そのため、北部の禁酒運動が奴隷制廃止運動と密接に結びつき、さらには政治への関与を深めてゆくにつれ、南部では禁酒運動が停滞していった¹⁴。奴隷制が個人の意志に関わらず人を囚われの身という境遇に置くのと同様、飲酒も人をアルコールという名の王の下に縛り付ける奴隷制の一形態であるとの主張が主に北部の禁酒運動支持者によってしばしば繰り返されてきたことからもうかがえるように、禁酒運動と奴隷制廃止運動が高い親和性を持っていたことは、当時から指摘されていた¹⁵。北部の禁酒運動支持者にとって、飲酒は「道徳的選択と自己実現の力を個人から奪う」ものであり、一方禁酒法は酒類業の「セルフメイド・スレイブ」である酒飲みを解放し自由にするものであったのに対し¹⁶、多くの南部人にとって禁酒運動は個人から私的自由を奪うものであり、市民が自律した道徳的主体として行動する自由を阻害するものであった¹⁷。実際南北戦争前夜、中西部ならびに東部の13の州及び準州でメイン法が成立したのに対し、メイン法が採択された南部の州はひとつもなかった。

(2) 南北戦争後の南部における禁酒運動

南北戦争の勃発が現実味を帯びるにつれて禁酒運動は南部・北部ともに下火になっていったが、戦争が起こると南部ではアルコール製造が制限され、禁酒への関心が復活する。とはいえ戦争中の

南部の禁酒への関心は、戦前のような道徳的な立場から寄せられたものではなく、『風と共に去りぬ』でも描かれているような深刻な食糧不足に伴う自己保存の必要性によって動機付けられたものであった。そのため、アルコール製造に対する制限は、戦争が終わるとすぐに取りやめとなった。

南北戦争終結直後の南部ではウイスキー製造が再開され、全国的には引き続き低下傾向にあったにも関わらず南部に限っては蒸留酒の消費量は見る間に増加していった。教会員や聖職者の間でもかなりの量の酒が飲まれるようになると、福音派の間に再び禁酒感情が高まっていく¹⁸。しかし南部の禁酒感情を促進したものは、南北戦争前のような、個人の心身と家庭を破壊し、善良で正直な人間を怠惰で非生産的な酔っ払いにするといった過度の飲酒への懸念ではなく、人種的緊張であった。

1870年代、南部の人々の間でも奴隷労働制度は経済的にも社会的にも過ちであったとする論調が広まった。例えばジョージア州のジャーナリストであったヘンリー・グレーディは、非効率的な奴隷労働制度が南部の経済発展を妨げたとし、南部の未来は自由労働制度の涵養の中にあると説いた。ジャーナリストや政治家、企業家だけではなく、福音派の聖職者たちも奴隷制度廃止を祝った。テネシー州のメソジスト教会牧師ディヴィッド・C・ケリーは、奴隷制度は黒人たちが社会になじむまでの一時的な「後見」の時期だけのものであったにも関わらず、南部がそれを永遠のものと考えたことがそもそも間違いであったと述べた。また南部メソジスト教会牧師アティックス・G・ハイグッドは、南部の発達を妨げてきた奴隷制度の終焉は、南部とそこに住む黒人白人を問わず全ての住民にとっての恩寵であると述べ、黒人に対する教育の必要性を主張した。こうした人々は、奴隷制の過去は忘れて、産業の発展と科学的効率的な原理に基づく「新しい南部」を築いてゆこうと訴えた。彼らの「新しい南部 (New South)」構想において黒人は、教育を施すことで権利をきちんと行使できる市民となる可能性を秘めた存在として扱われた¹⁹。戦後の禁酒運動においても、黒人たちは歓迎された。黒人がちゃんとした (respectable) 存在であることを証明するためにも多くの黒人教会が禁酒運動に加わり、また禁酒党やWCTUのような白人が中心の禁酒陣営も黒人たちの参加を歓迎した。もっとも、黒人と白人の禁酒組織は分離されていたのだが。実際黒人の票は、南部のいくつかの地方や州で行われた酒類販売を禁止するかどうかをめぐるローカル・オブションでは、賛成、反対いずれの側においても浮動票として機能した²⁰。そのため、アトランタのある選挙では、黒人有権者は「禁酒反対派 (ウェット)、禁酒支持派 (ドライ) の双方によって言い寄られ、袖の下を贈られ、宴会を開いてもらい、投票所まで引っ張って行かれた」²¹。

しかしこうした黒人に対する姿勢は、1880年代後半から変化を見せる。ジョー・L・コーカーは、E・A・ポラードの「失われた大義」という言葉を使い、南部社会のノーブルで紳士的な伝統への南部人のノスタルジックな憧憬と、北部人によるその古きよき南部に関するイメージの受け入れとが、南北戦争直後のポジティブで楽観的な黒人に対する視線を変えていったと論じる²²。黒人が「新

しい南部の時代（New South Era）の中で最大の政治的な活動と可視性を享受」できた時代は終わりを告げ、南部で再び露骨なレイシズムが表面化する²³。またそのレイシズムは、北部にも潜在するものであった。

19世紀末、法の手で酒類販売を禁止することを目的とした禁酒法運動の盛り上がり反発する声、南部で強まった²⁴。そうした中、南部白人の黒人に対するまなざしも、よりネガティブなものへと変化する。周知のようにこの変化の背景には、黒人投票権および黒人がキャスティング・ボートを握ることへの拭い去りがたい不安や反発が横たわっていた。

再建期（1865-1877）に福音派リーダーたちによって描かれた可能性を秘めた黒人像は再び、白人の指導がなければ墮落してしまう存在へと退行した。1890年代に再構築された黒人像では、黒人は男女問わず自由を享受するためにはいまだ道徳的に準備不足であるとされたうえ、1900年代に入ると、南北戦争前のような子どもっぽい「陽気な間抜け」ではなく、生まれながらにして性的にみだらな傾向を持つ、南部社会にとって時に危険な存在としての「新しい黒んぼ（neo-Sambo）」像が描かれるようになった。後述するように、この時期、酒に酔った黒人男性が白人女性をレイプするという噂が広まり、レイプに対する報復と称して黒人男性に対するリンチが頻発するようになる。こうした事態に対し福音派を中心とした南部の禁酒法支持者たちは、人種問題を禁酒法運動の中に積極的に組み込んでいく。彼らの非難の矛先は酔っ払った犯罪者のみならず、彼らに犯罪を引き起こさせた扇情的なラベルが貼られた酒瓶を製造し、また見境なく販売する酒造業者や小売業者にも向けられた。酒造業者や小売業者を法律で取り締まることができれば、酒に酔った上での黒人によるレイプ事件は減り、それによってリンチも減少するであろうと禁酒法支持者は主張した。

禁酒法を支持するようになるとともに、彼らは、黒人からの投票権剥奪への支持をためらわなくなった。かつては「新しい南部」イデオロギーの擁護者であったサム・ジョーンズは、黒人の投票権剥奪について以下のように述べた。

この状況 [黒人からの投票権剥奪] の責任は、大いに黒人にある。というのも、もし黒人たちが南部の最良の白人こそが自分たちのベスト・フレンドであることに気づき、酒類業団体の仲間になることをやめ、北部人 [ヤンキー・ドゥードゥル] を孤立させていけば、今日もっとよい状況にいられたのに²⁵。

「市民」である黒人—アフリカ系アメリカ人—から参政権を奪った南部白人は、その行為を大人が子どもの手から銃を取り上げる行為に喩える一方、獣からの女性や子どもの保護と呼んで正当化した²⁶。19世紀までの子どものような存在としての黒人像と、19世紀末から強まり始める危険な存在としての黒人像が交錯する中で、黒人に対する投票権剥奪とリンチが進行していったのである。

ウェルズ／ウィラード論争は、こうした文脈の中で起こった。

Ⅱ ウェルズによるウィラード批判

(1) アメリカからの脱出

ウェルズとウィラードの間に本格的に論争が生じたのは、1894年のことであった。1892年、アメリカでは黒人に対する暴力事件がピークに達した。ウェルズ自身も身の危険を感じて、同年ニューヨークに移り、リンチの残虐な実態と根絶を訴えた『南部の恐怖』を刊行する。この小冊子の中で彼女は、白人男性による黒人女性のレイプや性的に積極的な白人女性の存在、異人種間の交渉を禁じるジム・クロウ法について論じた²⁷。北部でも彼女は反リンチ運動を積極的に展開し、その活動は世界的に知られた奴隷制廃止運動のかつての活動家であり、「アナコステアの賢人」と称されるフレデリック・ダグラスに賞賛された。『南部の恐怖』の冒頭には、ウェルズにあてたダグラスの手紙が掲載されている。

ウェルズは、ダグラスや後に彼女の夫となるシカゴの弁護士であり雑誌社主のフェルディナンド・L・バーネットらとともに、1893年のシカゴ万博への黒人の参加制限に対して異議を申し立てた。また、同年テキサス州パリで起こった残虐なリンチ事件に対しても、講演会を開くなどして抗議を行った²⁸。しかし白人アメリカ人や南部黒人から思ったほどの反応を得られず、自らの運動が世論に及ぼす影響に疑いを抱くようになる。そんな時、イギリス人のクエーカー教徒であり精力的な社会改革運動家であるキャサリン・インピーに出会う。同時期にアメリカを訪れていたインピーは、白人のリンチに対する「無関心」に驚くと同時に、ウェルズの講演を聴き、深い感銘を受けた。そこで彼女は、イギリス社会にアメリカ南部で行われているリンチという恐ろしい悪の実態を知らしめるべく、またダグラスからの推薦もあり、ウェルズをイギリスに招いた。この招きを受け入れ、ウェルズは1893年4月5日、イギリスへ渡った。

一度目の渡英では、イングランド、スコットランド、ウェールズで講演活動を行った。このツアーの最後近くでウェルズは、教会やWCTUのような改革組織はリンチに対しどのような行動をとっているのかという質問を受けた。彼女はこの質問に対し、大半が沈黙を守り、問題を見做していると答えた。さらにイギリスの改革運動家の間でも名を知られていたウィラード個人の対応について問われたウェルズは、リンチという行為自体は非難してはいるものの、リンチが黒人男性による白人女性のレイプへの報復として起こっているとする南部の主張をウィラードは受け入れていると説明する。そして、「黒人問題に関して [ウィラードの対応は]、大半のアメリカ白人と比べて良くもなければ悪くもない」とした²⁹。

ウェルズは、1894年に再び渡英する。同時期にウィラードもイギリスに滞在していたこともあって、両者の間の論争は激化した。また論争には、ヘンリー・サマセット卿夫人をはじめとするイギ

リス人改革者やフレデリック・ダグラスなどアメリカ人改革者も巻き込まれた。

まずは、リンチや黒人の権利の問題に関するウィラードの態度を批判したウェルズの論を見てゆこう。

(2) 性をめぐるダブル・スタンダード—「ブラック・アメリカ（アメリカ黒人）の痛切な叫び」³⁰

1894年5月10日のイギリスの新聞『ウェストミンスター・ガゼット』に、イギリス人インタビュアーによる「ブラック・アメリカの痛切な叫び」と題されたウェルズの記事が掲載された。この記事の中で、ウェルズとしては珍しく南北戦争中の南部黒人について言及している。

[黒人こそ最もキリスト教徒の名にふさわしいと述べたウェルズに、その理由を尋ねるインタビュアーに対して] もし彼 [黒人] でなければ、だれが何世紀もの間……右の頬を打たれば左の頬を差し出し、自分を迫害する者を祝福し、意地悪く彼を使役した人たちのために祈ったりするのでしょうか。……アメリカの黒人が大いなる [復讐の] 機会を持っていたことを覚えていますか。彼の主人が彼の一黒人の一自由に反対して戦場へと出かけて行ったとき、彼 [奴隷主] の妻子は黒人の責任の下に残されていたではありませんか。そのとき黒人たちが復讐しても、おかしくはなかったのです。また実際、復讐の誘惑はどんなに大きかったことでしょう。しかし彼らのだれ一人として、自分の主人の信頼を裏切るようなことはしませんでした。

フレデリック・ダグラスとは異なり、ウェルズは南北戦争までの「忠義者」の黒人について言及することは稀であった。また触れたとしても、ごく短いものであった。というのも、奴隷制時代の黒人の主人に対する忠義ぶりを強調することは南部白人の「昔の黒んぼ」へのノスタルジーを補強しかねず、また現在よりも過去に焦点を合わせることで1890年代のレイプを「新しい黒人犯罪」ととらえる議論を強化しかねないからであった³¹。このインタビューでも大半は、黒人投票権の剥奪、公共的な場所における白人と黒人の分離法や異人種間結婚禁止法といった人種隔離制度の法制化、黒人男性に対するリンチなど、南北戦争後の南部黒人が置かれている状況が語られた。特にリンチの実態については、詳細に述べられている。

ウェルズはインタビューの中で、リンチの犠牲者の5分の4が黒人（内女性は4人のみ）であること、158人中30人が女性ないしは少女に対する犯罪（レイプ）で告発され、たんに生意気であるとか特に理由もなくリンチされる者も少なくなかったこと、告発された者はしばしば残虐に処刑され、それを南部白人がショーとして見物することなどを生々しく語った。また彼女は、リンチの理由としてのレイプ申し立ての信憑性に以下のように異議を唱え、さらに不当にも白人男性による黒

人女性のレイプは不問に付されていることを指摘し、「レイプに対するリンチ」という構図は、白人男性のプライドを守るためのものにすぎないと語った。

白人男性は、自らはいつも自由に振舞ってきたのに、白人女性が「黒人だが美しい (black but comely)」という感情を抱くことを決して許してはきませんでした。…… [白人男性にとって] 白人女性が黒人男性に対して……いかなる種類の情熱であろうとも感じることはありえないということは自然の摂理でした。[白人男性にとって] 不運なことに、事実はずっとこの摂理を裏切る。もし罪深いカップルが発見されれば、ただちに怒りには [レイプに対する報復という] 名がつけられ、女性は自分の恥の証であるパートナーを狩り出す行動に参加させられるのです。

こうしたウェルズの話聞いたイギリス人インタビュアーが、以下のように語っているのは興味深い。

……われわれは、それ [リンチ] が特に白人によって黒人に行われてきたものであることを知らなかった。われわれはそれを、誰が関わったものであろうとも、通常の法体系では対処できないことが明らかな、特別な恐怖に満ちた犯罪に立ち向かうコミュニティの武器であると思っていた。

この言葉からは、おそらく白人であろうインタビュアーが、それまでアメリカ南部で発生しているリンチをカラーラインの殺人ではなく、恐ろしい犯罪に対しコミュニティがとることのできる防御策として、全面的に肯定できないまでも否定もできない行動として捉えていたことがわかる。

イギリスでのインタビューでウェルズは、以下のように語り、リンチ問題に対するアメリカ国内の冷淡な反応を嘆いた。

(白人であれば問題にもされない程度のことで告発された) 彼ら [黒人] には正義や裁判などいかなる形の法も期待することはできません。その代わり彼らは、武装した暴徒によって手の込んだ残酷さで冷血にも殺害されることを予期するしかないのです。……反対を唱える人は誰もおらず、当局は腕組みをして眺めるだけで、新聞も聖職者も目を瞑るか肯定の眼差しを向けるのみです。

インタビューの最後では、「われわれに発言の機会と思いやりを与え、またあなた方も発言してく

ださい。……さもなければ、私は〔アメリカ南部に〕戻って、哀れな同胞に、文明化した世界に耳を傾けさせる唯一の方法は、爆弾を作るのに十分なほど化学を学ぶことであると語りかけましょうか？」と暴力行使の可能性さえ匂わせている。当然こうした発言は、彼女の評判に急進的過ぎる人物との評を加えることになった³²。

このインタビューとほぼ同時に刊行された『フラタニティ』への「ミスター・ムーディとミス・ウィラード」と題された寄稿の中で、リンチ問題に冷淡な態度を示すアメリカ人として、二人の人物が名指しされるが、その一人がウィラードであった。

(3) 投票権剥奪のためのリンチー「ミスター・ムーディとミス・ウィラード」³³

『ウェストミンスター・ガゼット』のインタビューでは、リンチに対してアメリカの「新聞も聖職者も目を瞑るか肯定の眼差しを向けるだけである。」と述べるに留まったウェルズであったが、1894年5月に刊行された『フラタニティ』ではその代表として、当時アメリカで有名であった北部の伝道師ドワイト・L・ムーディとウィラードを名指しした。

この論説でウェルズは、まず南部のキリスト教会とWCTUにおける人種隔離の実態を説明し、よそから南部を訪れる人もそのルールを守るよう強制されていると指摘する。そして、南部を訪れたムーディは南部の人種隔離制度に黙って従うだけだったが、ウィラードは黙って従うばかりか、さらに進んで南部人の黒人の扱い方を肯定したと主張する。ウェルズによれば、ウィラードをはじめとする北部WCTUメンバーは、南部において禁酒への支持を取り付けるために「南部人の偏見に服従」し黒人を置き去りにしただけではなく、南部における黒人の投票権剥奪を看過していた。ウェルズは特に、ウィラードが4年前に受けたインタビューで発言した「教育のない (illiterate)」者に投票権を与えるべきではないとの意見を強く批判した。

(黒人、白人を問わず、読み書きができず無学な者には投票権を与えるべきではないという趣旨のウィラードのかつての発言を引用した後) これが、南部白人がやってきた、そして今もやっている投票所での欺瞞、暴力、殺人を、また強奪、狙撃、絞首、火あぶりを大目に見るミス・ウィラードの態度である。彼女は……彼ら〔南部白人〕を助けるために〔ムーディと比べて〕更なる一歩を踏み出している。

ウェルズには、投票権行使を教育、特に識字能力という条件で制約することを強く主張するウィラードの姿勢は、南部社会の支配権が白人から奪われることを懸念し、それを阻止すべくリンチを行っている南部白人の行動を積極的に肯定するものには見えなかったのである。

(4) リンチをめぐる物語の反転—『レッド・レコード』³⁴

1892年から94年にかけて合衆国で起こったリンチの実態についてまとめた8章からなる小冊子『レッド・レコード』では、投票権の問題が言及されている。第1章「事実確認」では、白人奴隷主にとって奴隷が動産としての価値を持っていた時代には、彼らの命を奪うことまではされていなかったが、南北戦争とその後の奴隷解放によりその価値がなくなった黒人は、容易に生命を失う危険、すなわちリンチに直面していることが説明された。

リンチを正当化するために用いられている口実として、ウェルズは三点を挙げている。まず一つ目が、「人種暴動」阻止のためのリンチで、これは南北戦争前に頻繁に見られた。二つ目は「黒人支配の阻止」、すなわち南北戦争後の憲法修正第15条（1870）で投票権を獲得した黒人男性による南部政治支配を阻止するというものである。「黒人支配を防げ（No Negro domination）」というスローガンのもと、KKKや自警団、無法者が跋扈し、投票権を行使しようとしただけで殺されてしまいかねない状況下で、それでも投票することをあきらめない黒人たちの行動を、ウェルズは「英雄的行為（ヒロイズム）」として称えた。こうした「英雄的行為」の背後にあるものを、彼女は次のように解説する。

彼〔黒人男性〕は、小さな白い投票用紙の中に、シティズンシップのみならずマンフッドを象徴する捉えがたい何かがあると信じており、非常に多くの勇敢な黒人男性が〔危険を犯して投票することで〕死ぬことになったが、それは他者のために死ぬことで別の人にとってのよい手本となる行動であった。

こうした黒人男性の「英雄的行為」に対して、彼らに参政権を与え市民にした連邦政府は、その与えた権利を守るための保護措置をとることは拒否し、結果として黒人の投票権は「不毛な理想」に成り下がったとウェルズは嘆く。そして、今や南部の黒人は州および連邦政治から事実上締め出され、その結果「黒人支配を防ぐため」のリンチは必要なくなった。リンチの正当化に使えなくなった二番目の口実に代わって重要となったのが、「女性への暴行に対する復讐」という三番目の口実であったとウェルズは言う。

人はウーマンフッドの襲撃者を嫌悪するものであり、いったん黒人に向けられたこの告発は、彼を人間の共感（sympathy）の向こう側においてしまった。この告発が、まじめに、かつもっともらしい率直さと〔南部白人社会における〕満場一致でもってなされ、そして何度も繰り返されたので、南部白人男性が描いてみせたように、黒人はモンスターであるとすする物語が世間に受け入れられた。

「リンチ法の統計」(2章)、「魯鈍な者に対するリンチ」(3章)、「無実の者に対するリンチ」(4章)、「なんでもかんでもリンチ」(5章)、「レイプ事件に関する歴史」(6章)、「正当化される改革運動」(7章)に続く「ミス・ウィラードの態度」と題された8章では、WCTUとウィラードのリンチに対する冷淡な対応が批判されている。ウェルズは特に二つの点を問題視した。一つ目は、黒人男性と白人女性の関係の多くが合意の上のものであるとする彼女の主張を、ウィラードが白人女性を責める発言であり全く根拠がないと否定した点であった。これに対しウェルズは、事実を明らかにすることは黒人の評判を擁護するためであり、白人女性に責任を押しかぶせることではないし、白人女性が黒人男性との性的関係で主体性を発揮したと主張することは白人女性への侮辱を意味しないと反論した。

……リンチされた犠牲者と彼の暴行の犠牲者とされた者の関係が任意ではあるが社会的に認められないものであったため、秘密にしなければならなかったことが明らかな場合でも、黒人男性は女性に対する暴行が理由でリンチされてきた。われわれがそう主張するのは、この国のいかなる場所においても、告発された者は公明で公正な裁判を受けるべきであり、白人であれば犯罪とはされないような罪で黒人男性が吊るされるべきではないという理由からである。……「レイプ事件に関する歴史」の中で引用した事実が、十分にこの見解を擁護する。黒人の評判擁護のためにこうした事実を公表することは、「この国の白人の半分に責任」を帰すことにはならない……。

同様のことを、ウェルズは別の場でも繰り返している。

私たちは事実を述べなくてはならない。事実を述べることでいかなる責任転嫁もアメリカの白人女性に負わせることはないし、責任転嫁していると主張することはいかなる人にとっても不公正で不誠実である³⁵。

さらに、ウィラードこそ黒人を蔑視し評判を貶める発言を繰り返しており、南部白人と彼らによる人種隔離制度を助長していると非難した。

二つ目は、ウィラードが異人種間の性的関係における白人女性の主体性を否定したのみならず、黒人男性による白人女性のレイプという図式を暗に認める発言をしている点であった。この二つ目の点については、ウィラードのウェルズに対する反論を整理した後、再度検討を試みたい。

ウィラードの発言を批判する中でウェルズは、性的暴行の「被害者」としての白人女性、白人女性の「捕食者」としての黒人男性、その黒人男性から白人女性の「名誉」すなわち純潔を守る白人

男性という、南部社会に普及していた「レイプへの報復としてのリンチ」の物語を、異人種間の性的欲望における「主体」としての白人女性、白人女性の性的欲望と白人男性による投票権剥奪の「犠牲者」としての黒人男性、黒人男性の台頭を恐れる一方で黒人女性を襲う白人男性という新たな物語へと再構築してみせた。これに対して、ウィラードはどのように対応し、反論したのであろうか。

Ⅲ ウィラードのウェルズへの反論

(1) 教育と参政権—「人種問題：南部の政治的難問に対するミス・ウィラード」³⁶

『クリーヴランド・ガゼット』は1894年11月24日の記事の中でウィラードのリンチをめぐる発言を取り上げ、「彼女は愚かにも不可能なことをやろうとしている—反リンチ派の人々を喜ばせ、南部を不快にさせないということを」と述べている³⁷。奴隷制廃止支持者の家庭に生まれ、比較的リベラルな環境で育ち、また禁酒法運動と同時に女性参政権運動のリーダーでもあったウィラードにとって、リンチは許せるものではなかった。しかし一方で、禁酒法にしろ女性参政権にしろその成立には、南部社会からの支持が必要不可欠であった。こうしたウィラードの立場が、リンチ論争の中で「日和見主義者」「どっちつかず」といった批判を生じさせた。事実、北部と南部、女性参政権賛成論者と反対論者に挟まれて、WCTUの議長としてウィラードは発言に慎重にならざるを得なかった。

南部でのリンチの増加や北部都市への移民流入の増加が顕著になり始めた1890年、10月28日付けの『ザ・ボイス』に「人種問題：南部の政治的難問に対するミス・ウィラード」と題する記事が掲載された。ウェルズが『フラタニティ』で行ったウィラード批判の多くは、このインタビュー記事に対するものであった。

インタビューの中で、彼女は以下のように述べている。

私たちは、意図せずとはいえ、南部を不当に扱ってきたと思う。その結果、私たちは北部で、読み書きのできない外国人（alien illiterates）を選り分けるために投票箱に保護手段を設けなかったことで取り返しのつかない過ちを犯した。彼らは、今では私たちの都市を支配し、酒場は彼らの宮殿で、マドラー（toddy stick）は彼らの笏だ。彼らが投票するのは公正ではないし、また読み書きができず、せいぜい所有する畑のフェンスとラバの値段しか知らないプランテーションの黒人が投票権を委ねられることも公正ではない。……

上記の発言からはウィラードが、1890年のミシシッピ州を皮切りに、南部の多くの州で投票にあたる要件として有権者に課していた識字テストを評価していたことがわかる。表面的には人種を基準とした規定ではなかったが、実際には識字テストは、父祖条項や人頭税などとともに、憲法

修正第15条で黒人男性に与えられた投票権を白人が「合法的」に奪うものであった。「南部では読み書きのできない黒人は、白人が彼らに投票させることを決定するまでは投票しない」と述べていることから、南部では事実上、白人が黒人の投票権を制限している事実をウィラードも認識していたことが伺える。続けて彼女は、「読み書きができず、せいぜい所有する畑のフェンスとラバの値段しか知らないプランテーションの黒人」が投票権を行使する危険性を次のように主張した。

今夜の……集会では、明日投票所で禁酒支持に投票すると約束したとしても、明日になれば、25セントで酒販売者に味方してその投票を変える。

ここでは南部黒人が簡単に票を売り渡す存在であると同時に、禁酒法運動を妨げる要因としても批判されている。

一方南部白人に対しては、「半分酔っ払った白人の乱暴者が、投票所で彼ら〔黒人〕を殺したり脅迫したりするので、彼らは投票しないのである。」と批判しているものの、すぐに「私は南部人を憐れむ。また私は、彼らの多くが、……黒人に対して良心的で思いやりを持っていると信じている。」「彼らは先祖の伝統、温情、高潔、勇気を引き継いでいる。」と擁護している。そして、「彼らが抱え込んでいる問題は計り知れない」と、南部白人に共感と同情を寄せてみせた。また彼女の南部白人への同情と共感は、以下のような黒人に対する蔑視や、その存在を女性、子ども、家庭にとっての脅威と捉える警戒心と表裏一体であった。

彼ら〔南部人〕が抱え込んでいる問題は計り知れない。黒人はエジプトのイナゴのように増殖する。居酒屋がその力の中心である。この瞬間も多く場所で、女性、子ども、家庭の安全が脅かされているので、男たちは自宅から離れる勇気がでないのである。……差し迫った問題をはぐらかすために頻繁に引き合いに出されてきたありきたりの決まり文句、「一票を投じ、それを公正に数えさせるための」万人の権利について論じながら、ここ北部でぬくぬくと暮らしているわれわれが、これ〔南部で起こっている問題〕について知りえることのなんと少ないことか。

このインタビューからウィラードが、投票権をどんな人間にも与えられる「万人の権利」とはみなさず、教育という条件で制約されるべき社会的権利と考えていたことが如実にうかがえる。しかし一方で、性別による制約には反対であった。むしろ「教育的基準を満たす」女性は投票権をもつべきであり、それが実現すればミシシッピのような黒人が多く住む地域であったとしても、その地域は白人によって統制された上、「政界の策士やウィスキー漬けの荒くれ者によるショットガン・

ポリシーから解放され」、黒人たちにとってもよい結果を生み出すことになる」と主張した。さらに、女性に投票権を認めることは、黒人女性の知識や教育に対する意欲を促進することにもつながると述べ、インタビューは以下のように締めくくられた。

……彼女たち [黒人女性] は有権者の仲間入りをすることになる。有権者になるには、肌の色ではなく、優秀さが唯一の条件になる。……今南部は、黒人の発達にとって考える限り最も幸運な方法で、そのひどい人種問題を解決しようとしているかのように思える。というのも、母親（となる女性）に対して高い基準を設けることで、人種全体もまもなくその高みに引き上げられるのであるから³⁸。

以上のように、ウィラードは人種や酒の問題を投票権の問題と結びつけ、教育を投票要件とすることを強く主張し、当時南部で行われていた識字テストによる投票の制約を称賛した。先述したように、リンチという理不尽な暴力で黒人男性を威嚇し、教育的基準を満たしていようとまいと関係なく、事実上彼らのほとんど全てに投票権を放棄させていると主張するウェルズにとって、このウィラードの発言は許しがたい欺瞞であった。

(2) リンチへの反対とリンチの口実に対する黙認—1894年WCTU年次議長演説³⁹

1894年5月以降、イギリスで相次いで出されたウェルズやその支持者によるWCTUおよびウィラード批判は、キリスト教に基づく道徳的で自由な改革団体としてのWCTUやその指導者としてのウィラードの評判を傷つけかねないものであった。それを懸念したウィラードは同年11月、オハイオ州クリーブランドで開催された全国WCTU年次大会で、「黒人 (The Colored People)」と題する演説を行った。

この演説でウィラードはまず、南部WCTUからの黒人の排除や、WCTU内における黒人女性活動家の不公平な待遇に関するウェルズの主張に反論を試みた。彼女は、南部のいくつかの地域で白人女性、黒人女性別々の支部が存在しているが、それは「白人女性と黒人女性相互の、そしてまったく友好的な合意」によるもので、「それぞれの代表は平等な立場で全国集会に参加」しており、これは「州権」、すなわち各支部に組織や活動のあり方を決めるにあたってかなりの自由裁量を与えたとした1880年以來のWCTUの方針に基づいていると説明した。また、北部および西部では、黒人女性と白人女性がひとつの組織の中で対等に活動していることも付け加えている。

次に、ウィラードはリンチについての自分の姿勢を明らかにしようと試みている。彼女は、『ザ・ボイス』で述べた「南部のみならず全国で、肌の色や性別ではなく教育で投票権を制約」すべきであるとの意見を変えるつもりはないし、南部の黒人票が反禁酒派によってしばしば買収されている

とした見解も同様であると断言した。さらに、「白人女性や若い少女に向けられた言語道断な非道な行い」(=レイプ)が、「絶え間なく起こる心配な出来事」(=リンチ)の原因であると言ったことも撤回しないと述べている。一方で、「黒人女性との関係における白人男性の不道德な行為が、不寛容、人種的偏見、憎しみの源」であることを認めたが、白人男性の行為を「言語道断な非道な行い」、すなわちレイプであるとは言わなかった⁴⁰。また、過度の飲酒が男性一般に与える悪影響に言及する際も、わざわざ「素面のときの平均的黒人男性は、白人女性の純潔(purity)に誠意を示す」と付け足し、黒人男性による白人女性のレイプをほめかすことで、ことさら黒人の飲酒問題をクローズアップした。「レイプへの報復」としてのリンチに関しては、前年の議長演説でも、「黒人と白人の間の敵意が今までになく強烈であったように見え、ショッキングな復讐が女性と子どもの捕食者を捕らえて破壊した今年ほど、黒人に対するわれわれの任務が重大に思えたことはなかった」と述べられている⁴¹。

こうした仄めかしを行った上で、それでもWCTUは「いかなる罪に対しても」、リンチを許さないと述べ、英国WCTU年次大会で採択された以下の決議を、アメリカ国内の全国および州WCTUでも採択するよう勧めた。

決議：すべての人は、同胞からなる陪審員による審理を受ける資格を有していると信じているので、たとえどのような犯罪であろうと、またその犯罪に加担した者の人種に関係なく、われわれは処罰のひとつの方法としてのリンチに反対する。

結局、ウィラードは南部でしばしば起こっているリンチの原因が「黒人男性による白人女性のレイプに対する報復」であるということには直接言及せず、しかし黒人男性による白人女性のレイプという南部白人社会に蔓延する認識を否定することもなく一むしろ仄めかしの中で肯定しつつ、公式な法的手続きを踏まずに犯人に罰としてもたらされるリンチに反対しているに過ぎなかった。

イギリスの新聞に掲載された盟友ヘンリー・サマセット卿夫人によるインタビュー記事の中で、リンチはアメリカ南部で起こるものというよりも「文明と野蛮の間の『境界』」で起こるものと述べたように、ウィラードはリンチを「カラーラインの殺人」、つまり白人対黒人という人種の問題ではなく、文明(あるいは教育)と法の問題としてとらえようとした。また、南部でも確実に黒人の置かれた状況は改善されつつあることも合わせて指摘している。

南部諸州では、黒人のために25,000の学校があり、少なくとも200万人の人々が読み書きを学んでいる。合衆国で、2億5千万ドルの不動産・動産が、黒人によって所有されていると見積もられている。

リンチを正当化こそしないものの、それを支えてきた仮定を事実上認めるようにみえるこうした一連のウィラードの発言は、ウェルズにとってはとうてい許しがたいものであった。というのもウェルズは、黒人男性による白人女性のレイプ事件の多くは、黒人男性に投票権行使をためらわせるためのリンチの口実としてでっち上げられたものであり、それをアメリカ社会に認めさせることで黒人男性に投票権を取り戻そうとしていたのであるから。

1894年議長演説では遠まわしながら、ウェルズが主張した異人種間の性的関係において白人女性が果たす能動的な役割が否定されている。

人種間の匿名行為において、白人女性がイニシアティヴをとったと発言することで、ミス・ウェルズはこの国の白人の半分〔白人女性〕に責任を帰しているが、これは不公正であり、非常にまれな例外を除いてまったく根拠に欠けると、私は固く信じている。またこれは、私がこの問題について相談した、最も公平無私にして注意深いオピニオン・リーダーの一致した意見でもある。

ウィラードは、「黒人だが美しい」と感じた白人女性が黒人男性に情熱を抱くことがあるとのウェルズの主張を認めるわけにはいかなかった⁴²。というのも、ウィラード自身が異人種間混淆は不自然であるとの認識を含むヴィクトリア朝時代の道徳を内面化しており、さらに女性の清浄さ(purity)や道徳的優越性を女性参政権主張の基盤としていたからであった。そもそもWCTUは、離婚法の緩和と「女性が自らの身体を管理する権利」を要求したエリザベス・C・スタントンや、「自由恋愛」を標榜したヴィクトリア・ウッドハルのようなラディカルなフェミニストとは異なり、自らの役割を妻や母と考える女性に「家庭の保護」を訴えることで、禁酒法や女性参政権を実現させようとしていた。またWCTUには「猥褻文書取締部門」が設けられており、性に関することをおおっぴらに話すこと自体憚られる雰囲気であった。

ウィラードは、禁酒法運動および女性参政権運動を展開する上で、難しい舵取りを要求されていた。19世紀アメリカ社会において女性の美德とされ、価値が置かれてきた女性の敬虔さ、清浄さ、道徳的優越性に基づいて運動を展開するためには、白人女性が合意の上で黒人男性と性的関係を持ったことを認めるわけにはいかない一方、道徳的・人道的な改革者であり改革団体としての自身とWCTUの評判を守るためには、黒人の苦しみを無視することも許されなかった。だからこそ彼女は、黒人男性のステレオタイプ化や彼らからの投票権剥奪を否定しない一方で、白人男性による黒人女性の性的暴行を認め、WCTUを当時としては数少ない人種混淆の組織としたのであった。

(3) WCTU内の人種隔離―「編集者の方へ」⁴³

しかし、WCTUの人種混淆に関してもウェルズから、南部では白人女性のWCTUが黒人女性の受け入れを拒否しているので、黒人女性は別に組織を作るしかないのだと非難された。1894年11月の『クリーヴランド・ガゼット』に掲載された「フランシス：日和見主義者」と題された投稿の中で、南部WCTUの人種別組織化は以下のように批判されている。

彼女は愚かにも不可能なことをやろうとしている。すなわち、反リンチ派の人びとを喜ばせながら、南部の人びとを不機嫌にさせないようにしようとしているのである。……彼女は日和見している。WCTUにおける彼女の「カラーライン」に関する立場が、まさにこれを示している。彼女は、全国WCTUは（カラーラインの線引きを許している）南部における別々の州組織を許すと言ひ、さらにその地域〔南部〕に暮らす二つの人種の人びとがそれを望んでいると述べることでこれを正当化しようとしている。一方の人種、つまり南部白人は、疑いなくこれを望んでいるが、この地の知性ある私たち黒人の願望に関しては彼女の意見の信憑性に疑問が残る。

こうした批判に対しウィラードは、1894年議長演説とともに、1895年10月20日の『ボルティモア・ヘラルド』でも反論を試みた。

彼女は、WCTUでは、活動方針に関してはそれぞれの州や地域の裁量に任せており、南部では黒人女性が自らの希望と意思で白人とは別の組織をつくることを決定したとし、さらにその決定は、白人女性たちと同じ組織で活動するよりも自分たちだけの組織で活動する方が、自分たちの意見を生かし、組織運営や活動のノウハウをいち早く身につけることができるとの判断に基づいたものであるとした。また南部では、多様なメンバーを同一組織内にまとめることは実際的ではないと主張した。つまりウィラードたちは、南部でWCTUを結成し禁酒運動を進めていくためには、「この体制（ベース）で組織化するか、さもなければいっさいの組織化をあきらめるかの選択を迫られていた」。そして、こうした状況下で最善を尽くしてきた自分たちを手厳しく非難する人たちは、南部の現状を良く知らないのであると批判した。

もちろん、世界WCTUや全国WCTUの大会では、白人組織の代表と黒人組織の代表は平等に扱われることを保証し、実際全国WCTUの幹部には黒人女性が複数含まれていることも強調した。また将来的には、活動を通じて知り合った白人女性と黒人女性がより親しく連携を取ってゆくであろうと期待していることも表明している。

むすびにかえて

南北戦争後に劇的に拡大したシティズンシップ（市民資格）は、1877年の南部再建期終了後、黒人投票権の剥奪、アジア人の排斥、新来の南・東欧系移民排除などを通して徐々に縮小していった。1890年代には著名な白人の教育者と改革者がニューヨーク州に集まり、「黒人問題」を討議した。彼らは、黒人の問題は欠陥のある「個人の行動と人格」であり、国の支援や政治運動ではなく、自助こそが人種進歩への最善の手段を提供すると結論づけた。これに応えるかのように、南部で黒人のための実業学校を運営していたブッカー・T・ワシントンは黒人コミュニティに対し、隔離に順応し、市民権や投票権を求める運動を見合わせ、まずは熟練技能と財産の獲得を目指すよう主張した⁴⁴。また1901年、当時プリンストン大学政治学教授であったウッドロー・ウィルソンは、「自由の経験がなく……彼らには不可解な自由に興奮して」いる元奴隷や彼らの子孫は、アメリカの公的生活に参加できる状態ではないと主張した⁴⁵。しかしウェルズやW・E・B・デュボイスはこうした主張に断固反対し、平等主義的市民権の獲得を目指して、プレッシー対ファーガソン判決にみられるような、「分離すれども平等」の原則と戦おうとしていた。今の合衆国には自らを「自由人の国」と呼ぶ権利はないと断言するウェルズによって突きつけられたWCTUおよびウィラードへの挑戦は、こうした過程で起こったものであった。そして論争の中でウェルズは、「黒人男性による白人女性のレイプに対する報復としてのリンチ」という南部社会のみならずアメリカ社会全体に広まっていた図式を、「白人男性による政治支配維持のための威嚇としてのリンチ」へと再構築してみたのである。

一方ウィラードは、女性は家庭に特別の責任を負い、その道徳的優越性を公的生活に反映させるべきであると主張し、女性参政権の実現を目指した⁴⁶。また南部での識字テストによる黒人投票権剥奪を先見の明ある試みとして評価し、北部でも教育に基づく投票権の資格制限を行うべきであると強く主張した。もちろん、「人種差別を意図してはいない」と常に言い訳しながらではあるが、しかしこれは、適当と判断されれば社会は選挙権を制限することができるという考え方を認めることであり、女性参政権の主張を支える土台を掘り崩す可能性もあった。それにもかかわらず、ウィラードは南部での黒人選挙権剥奪と同じことを今度は北部でも「読み書きのできない外国人を選別」するために行うべきであるとした。ウィラードより20歳年下の保守的な女性参政権運動家キャリー・C・キャットも、教育に基づく投票権の資格制限は男女に平等に適用される限り運動の目的と矛盾しないと主張するとともに、選挙権をアメリカ生まれの白人女性に与えることで、北部における「無知な外国人票」の影響力の相殺と、南部における政治からの黒人の排除の維持が図られると述べた。彼女ほど露骨ではないものの、ウィラードもやはり、移民や解放奴隷にあまりにも性急に参政権が与えられたと考えていた。1880年代にWCTUを人種混淆の組織とし、その黒人メンバーを平等に扱おうとしたウィラードは、当時の「リベラル」のひとりであったと思う。また彼女

が指揮する禁酒運動が南部においては本来的に人権主義と強い親和性を持っていたことも、黒人の投票権剥奪やリンチ論争に対するウィラードの主張に影響を与えたことは間違いない。しかしそれでも彼女は、自覚のない人種・民族的偏見を露呈し、ウェルズが問題提起した南部の投票権制限、より正確には剥奪の本当の目的、すなわち白人「男性」による政治支配の維持という争点の重要性をつかみ損なっていた。それは、彼女が正当な法の手続きを無視した復讐としてのリンチには反対の姿勢を明確に示しても、その原因として社会に広まっていた「物語」を否定しなかったことに表れている。

都市化の進展、移民の大量流入、経済的不安定を背景にした労働争議の頻発といった騒乱の1890年代、ウェルズもウィラードも、それぞれの運動を通して、白人男性が支配する社会に異議を申し立て、政治的自由、すなわち公的な事柄に参加する権利（参政権）を得ようと奮闘した。その際ウーマンフッドについて、ウェルズが性的な面での能動性を主張したのに対し、ウィラードはあくまでもそれを否定した。一方人種について、ウェルズが「黒人」の投票権に対する「白人」による理不尽な抑圧を訴えたのに対し、ウィラードは「カラーライン」の問題を直に取り上げるのを避け、人種や性別に関わらず教育の有無が問題であると主張した。そしてさらに、南部の「民主主義改革」である投票権の制限を、北部においては帰化した移民も含めた「外国人」に対して行うよう提言した。南部で投票の「質」を下げる「無知な黒人」を排除したように、北部で「無知な外国人」を投票から排除しようとする動きは、19世紀末から20世紀初頭にかけて社会の「浄化」という文脈の中で加速化する⁴⁷。ウィラードの投票権をめぐる主張は、シティズンシップの知的資質をことさら問題視するようになった19世紀から20世紀への過度期にあるアメリカ社会を反映するものであったと言えよう。

ウェルズが黒人の政治的自由、すなわち参政権獲得にあたって用いた戦略では、ウィラードの戦略の中心となっていた女性、特に白人女性の道徳的優越性や清浄さを損ないかねず、逆にウィラードが女性の政治的自由を勝ち取るために用いた戦略では黒人の自由を縛ることになりかねなかった。両者の論争は、シティズンシップをめぐる境界線の引き直しにとって人種やジェンダーがいかに重要なファクターであるかを再確認させるとともに、アメリカの自由の「パラドックス」を経験した人びとがそれぞれに考える自由のあり方の多様性とそのせめぎ合いを示していると言えよう。

注

- 1 エリック・フォーナー（横山良ほか訳）『アメリカ 自由の物語』（上）、岩波書店、2008年、xxvi (Eric Foner, *The Story of American Freedom*, NY, W. W. Norton & Company, 1999 [1998]), xx。

- 2 Frances E. Willard, *Glimpses of Fifty Years* (IL H. J. Smith & Co., 1889), 272-273; Carolyn De Swarte Gifford (ed.), *Writing Out My Heart : Selections from the Journal of Frances E. Willard, 1855-96* (IL: University of Illinois Press, 1995), 273-274, 289, 292, 295, 302.
- 3 Willard, *Glimpse of Fifty Years*, 226-244.
- 4 サラ・ウォード『フランシス・E・ウィラード 女性たちの代弁者』（JWCTU翻訳委員会、2009年）、31頁。
- 5 1883年、メンフィス郊外の職場に向かう際、いつものように当時「レディス」カーと呼ばれていた一等車両の切符を購入し列車に乗り込んだところ、車掌がウェルズに二等の客室に移るよう命じた。この命令を拒否したウェルズを車掌は無理やり連れ出そうとしたところ、ウェルズは激しく抵抗し、それを見た一等車両のほかの乗客が車掌に加勢し、彼女は無理やり連れ出された。そのウェルズに白人の乗客は歓声を浴びせ、屈辱にまみれた彼女は次の駅で列車を降りた。Steven L. Piott, *American Reformers 1870-1920* (UK, Rowman & Littlefield Publishers, 2006), 61-62.
- 6 Piott, *American Reformers 1870-1920*, 59-61; Afreda M. Duster. ed., *Crusade for Justice: The Autobiography of Ida B. Wells* (Chicago: University of Chicago Press, 1970), 52.
- 7 寺田由美「フランシス・ウィラードと社会的福音」『北九州市立大学文学部紀要』81号、2012年、47-65頁。
- 8 Mary Earhart, *Frances Willard: From Prayers to Politics* (Chicago: University of Chicago Press, 1944), 360-362; Carol Mattingly, *Well-Tempered Women: Nineteenth-Century Temperance Rhetoric* (Illinois: Southern Illinois University, 1998), 75-76. 1895年2月6日付で、フレデリック・ダグラス、ウィリアム・ロイド・ギャリソン夫妻など11人が連名で、改革者としてのウィラードを擁護する文書がWCTUに届けられた。“Lady Henry Somerset’s Statement Concerning Accusations of Miss Florence Balgarnie, June, 1895-May, 1896,” *Temperance and Prohibition Papers* microfilm (1977), Series III, reel 32.
- 9 Ruth Bordin, *Woman and Temperance: The Quest Power and Liberty, 1873-1900* (Philadelphia: Temple University Press 1981), 84-85; Ruth Bordin, *Frances Willard: A Biography* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1986), 216-222.
- 10 Carolyn DeSwarte Gifford and Amy R. Slagell, *Let Something Good Be Said: Speeches and Writings of Frances E. Willard* (Illinois: Board of Trustees of the University of Illinois, 2007), 192-194.
- 11 Maegan Parker, “Desiring Citizenship: A Rhetorical Analysis of the Wells/Willard Controversy,” *Women’s Studies in Communication* (spring, 2008), 56-78.
- 12 常松洋『ヴィクトリアン・アメリカの社会と政治』（昭和堂、2006年）、230-233頁。

- 13 W. J. Rorabaugh, *Alcoholic Republic: An American Tradition* (New York: Oxford University Press, 1979), 5-21; Jack S. Blocker, *American Temperance Movements: Cycles of Reform* (Mass.: Twayne Pub, 1989), 4-5; J. H. Timberlake, *Prohibition and the Progressive Movement, 1900-1920* (NY.: Harvard University Press, 1963), 39-40; Joe Coker, *Liquor in the Land of the Lost Cause: Southern White Evangelicals and the Prohibition Movement* (Kentucky: University Press of Kentucky, 2007), 14-15. 寺田由美「世紀転換期アメリカの飲酒と酒場」『史学研究』199号、1993年、137、140-142頁。
- 14 南北戦争前の相対的な南部における禁酒運動の盛り上がりの欠如についてティレルは、禁酒運動と奴隷制廃止運動の親和性以外に、南部における市場革命の不在もその理由に挙げている。Ian Tyrrell, "Drink and Temperance in the Antebellum South: An Overview and Interpretation," *Journal Of Southern History* 48 (November 1982), 489; Coker, *Liquor in the Land of the Lost Cause*, 20-21. 一方ブロッカーやカールソンは、禁酒運動と奴隷制廃止運動の親和性や市場経済の欠如にも関わらず、南北戦争前の南部においても社会の改善を目指す福音派によって、道徳的説得に基づく禁酒運動が盛んであったと主張する。その上で、北部ほどの成功を収めなかった理由を、プランター階級が牛耳っていた南部文化において酒が持っていた大きな役割や、彼らによるアフリカ系アメリカ人への効率的な統制に求めている。Blocker, *American Temperance Movement*, 26; Douglas W. Carlson, "'Drinks He to His Own Undoing': Temperance Ideology in the Deep South," *Journal of the Early Republic* 18 (winter 1998), 665-670, 687; Coker, *Liquor in the Land of the Lost Cause*, 21-25.
- 15 Coker, *Liquor in the Land of the Lost Cause*, 19-20; 聖職者でありマサチューセッツにあるアマースト・カレッジの学長もつとめたヘマン・ハンフリーは、1828年に『暴飲と奴隷取引の間の相似』を出版し、その中でアメリカにとって暴飲はとらわれた人間を売買する商売以上に大きな害悪をもたらすと主張した。Heman Humphrey, *Parallel between Intemperance and the Slave Trade* (Toronto: University of Toronto Libraries, 2011 [1828]), 2.
- 16 フォーナー『アメリカ 自由の物語』、81頁、常松『ヴィクトリアン・アメリカの社会と政治』、232頁。
- 17 フォーナー『アメリカ 自由の物語』、75-78頁。
- 18 説教の前に必ず生卵を割り入れたブランデーを引っかけるメソジストの牧師や、日常的にひとりで立ってられないほど酔っ払うバプティストの牧師もいた。Coker, *Liquor in the Land of the Lost Cause*, 33.
- 19 Coker, *Liquor in the Land of the Lost Cause*, 124-130.
- 20 James A. Morone, *Hellfire Nation: The Politics of Sin in American History* (Conn.: Yale

- University Press, 2003), 297-298; Coker, *Liquor in the Land of the Lost Cause*, 131-133.
- 21 Morone, *Hellfire Nation*, 298.
- 22 Coker, *Liquor in the Land of the Lost Cause*, 133-136.
- 23 Morone, *Hellfire Nation*, 297.
- 24 上院議員ヘンリー・キャボット・ロッジは、1890年、南部での選挙不正を終わらせ、アフリカ系アメリカ人の全面的な選挙参加を保証するために軍の使用も認める内容の法案導入を提案した。また同時期、黒人の社会参加に可能性と希望を見出し、彼らを含めた新しい南部社会の構築を提唱していたヘンリー・グレディが死去した。
- 25 Quoted in Coker, *Liquor in the Land of the Lost Cause*, 148.
- 26 Morone, *Hellfire Nation*, 297; Andrew Sinclair, *Prohibition: The Era of Excess* (Boston: An Atlantic Monthly Press Book, 1962), 29.
- 27 Ida B. Wells, “Southern Horrors,” (1892), reprinted in *Southern Horrors and Other Writings: The Anti-Lynching Campaign of Ida B. Wells, 1892-1900*, ed. Jacqueline Jones Royster (Boston: Bedford Books, 1997), 50-72; Mia Bay, *To Tell the Truth Freely: The Life of Ida B. Wells* (New York: Hill and Wang, 2010 [2009]), 122-129.
- 28 1893年に起こったこのリンチは、「見世物としてのリンチ (spectacle lynching)」の最初のものであったとされる。Bay, *To Tell the Truth Freely*, 134.
- 29 Royster ed., *Southern Horrors and Other Writings*, 38.
- 30 “The Bitter Cry of Black America: A New ‘Uncle Tom’s Cabin’,” *Westminster Gazette* 10 May 1894, 1-2, in *Temperance and Prohibition Papers* microfilm (1977), Series III, reel 41.
- 31 Bay, *To Tell the Truth Freely*, 129.
- 32 Royster ed., *Southern Horrors and Other Writings*, ed. Royster, 38.
- 33 Ida B. Wells, “Mr. Moody and Miss Willard,” *Fraternity*, May 1894, 16-17, in *Temperance and Prohibition Papers* microfilm (1977), Series III, reel 41. 『フラタニティ』 (*Fraternity*) はイギリスの反リンチ雑誌。
- 34 Ida B. Wells, “A Red Record: Tabulated Statistics and Alleged Causes of Lynchings in the United States, 1892-1893-1894,” reprinted in *Southern Horrors and Other Writings*, ed. Royster, 74-157;
<http://www.gutenberg.org/files/14977/14977-h/14977-h.htm> (最終閲覧日：2015年11月29日)
- 35 “Miss Wells Lectures,” *Cleveland Gazette*, 24 November 1894, 1-2;
<http://dbs.ohiohistory.org/africanam/page.cfm?ID=18231> (最終閲覧日：2015年11月29日)
- 36 Frances Willard, “The Race Problem,” *The Voice*, 23 October 1890, 8;

- <http://dig.lib.niu.edu/teachers/lesson1wctu-group1.html#intro> (最終閲覧日：2015年11月29日)
- 37 “Frances: A Temporizer,” *Cleveland Gazette*, 24 November 1894;
<http://dbs.ohiohistory.org/africanam/page.cfm?ID=18234> (最終閲覧日：2015年11月29日)
- 38 黒人の禁酒法運動活動家のフランシス・ハーパーや全国黒人女性協会 (NACW) など、教育を受けた母や妻の存在こそ人種の生存にとって鍵であるとする黒人女性改革者も少なくなかった。Lisa G. Materson, “African American Women, Prohibition, and the 1928 Presidential Election, *Journal of Women’s History*, vol. 21 no.1, 66.
- 39 Frances E. Willard, “President’s Annual Address of 1894,” 136-38, *Temperance and Prohibition Papers* microfilm, Series III, reel 4.
- 40 しかしそう認めた直後に、かつて奴隷制を保持していた州、つまり旧南部連合諸州で、かつては当たり前のように存在していた白人と黒人の混血は今やほとんどなくなったとも言っており、いささか歯切れの悪さを感じる。
- 41 Frances E. Willard, “President’s Annual Address of 1893,” 129-31, *Temperance and Prohibition Papers* microfilm, Series III, reel 4.
- 42 “The Bitter Cry of Black America: A New ‘Uncle Tom’s Cabin,’” *Westminster Gazette* 10
- 43 “About Southern Lynchings,” *Baltimore Herald*, 20 October 1895 in *Temperance and Prohibition Papers*, section III, reel 42.
- 44 フォーナー『アメリカ 自由の物語』、198-199頁。
- 45 フォーナー『アメリカ 自由の物語』、193-194頁。
- 46 もちろんWCTU議長としてウィラードが最優先していたのは、禁酒法の成立であった。これを実現するためにも、女性参政権が必要であった。
- 47 中野耕太郎『20世紀アメリカ国民秩序の形成』(名古屋大学出版会、2015年)、61-86頁。